

## 農村社会研究における有賀社会学の現代的意義 — その2 —

— 「小作慣行研究」の内在的把握を通して —

内 田 司

### 第一章 はじめに

第二章 同族団理論と社会結合の民族的特質の理論との関係（以上33集）

第三章 有賀の小作慣行研究の検討 —『日本家族制度と小作制度』を中心に —

第1節 有賀の『日本家族制度と小作制度』における小作慣行研究の方法の特質について（以上本集）

第2節 有賀の小作慣行前史 — 名田の成立 — に関する研究（以下次集）

第3節 有賀の小作慣行前史 — 中世における名田の展開 — に関する研究

第4節 有賀の近世における小作慣行研究

第四集 結語 — 現代農村社会研究と有賀社会学 —

### 第三章 有賀の小作慣行研究の検討 —『日本家族制度と小作制度』を中心に —

#### 第1節 有賀の『日本家族制度と小作制度』における小作慣行研究の方法の特質について

本章は、有賀の主著のひとつである『日本家族制度と小作制度』をとりあげ、彼の小作慣行研究の特質の検討を行なうことを課題としている。ここでは、その端緒として、本稿第二章の要約も兼ね、改めて、有賀の小作慣行研究の方法的特質についての検討を簡単に行なうと同時に、本章全体の検討課題がどこにあるのかについて明らかにしておくことにしたい。

有賀の小作慣行研究の方法は、その一端に関しては本稿第二章で既に検討しているのであるが、マルクス主義経済学及び史学による小作慣行研究の方法を批判し、柳田民俗学から影響を受けつつも彼独自の立場から小作慣行の研究を行なうなかで確立していった。有賀は、このことを『日本家族制度と小作制度』の新版の序において、彼の著作集の出版に際し、『名子の賦役』、『農村社会の研究』、そして、『日本家族制度と小作制度』という一連の小作慣行に関する研究成果のうち、なぜ『農村社会の研究』をはずし、方法的には最も未確立の『名子の賦役』を著作集に集録したかについての理由を述べるなかで、次のように論じていた。それは、「初期の論文に現われている方法論を示す」（有賀1966・2頁）ためであった。「すなわち『名子の賦役』の発表された時期は、マルクス主義経済学及び史学（特に労農派や講座派）の最高潮に達した時期であるが、それらとは違った方法論によって、小作慣行の究明を行なったことを示すため」（有賀1966・2頁）であったと。そして、『日本家族制度と小作制度』に至って、このマルクス主義経済学及び史学とは異なる有賀独特の小作慣行研究の方法が体系的に確立される——そして、このことによってはじめて、有賀が自己の学問的立場を社会学であると表明することを可能にした——のである。では、有賀の当時のマルクス主義経済学及び史学による小作慣行研究に対する批判点はどのような点に存していた

のであろうか、また、それらの批判に対置した有賀自身の主張はどのようなものであったのであろうか。

有賀の、当時のマルクス主義経済学及び史学の小作慣行研究に対する批判のひとつは、それらの研究が、小作慣行を単に経済的・法律的関係としてのみとらえ、「経済学的なまたは法律学的な観点」（有賀1966・20頁）からだけしか小作慣行の研究が行なわれていないということにあった。これに対して、有賀は、小作慣行の研究を、村落における「庶民」の「生活形態」、「生活組織」、とくに、「同族団」との関連において行なおうとしたのである。このことが後述する有賀の小作慣行の本質究明の方法とも関連して、柳田民俗学における「生活」研究の方法から影響を受けて小作慣行の研究に着手しながら、その小作慣行の研究を進めるなかで、有賀が、柳田民俗学とも異なる彼のいう「特殊科学としての社会学」の立場を確立することにつながっていったのである。長谷川善計は、この有賀の「特殊科学としての社会学」の立場を、「家——小作制度——同族団——村落構造という相互連関的な分析視角と理論」（長谷川1981・9頁）と特徴づけ、この立場からする有賀の『石神村調査』は、名子制度や名子小作の研究ということだけに限定しても、それに先行する諸研究に比して、次の点において飛躍的な発展がみられるという。すなわち、「名子制度や名子小作の実証研究についていえば、………有賀氏の『石神村調査』以前にもいくつかの実証調査がおこなわれているが、それらはいずれも、各項目を分離的・孤立的にあつかったものでしかない。そこでは、名子制度や名子小作が、全体的な家・同族団・村落構造のなかでもつ意味連関や機能が問われてもいないし、明らかにされてもいない。………有賀氏の『石神村調査』が、名子小作や名子制度の実証研究にとっても飛躍的な発展がみとめられるといったゆえんもここにある」（長谷川1981・10頁）と。

しかし、有賀の、小作慣行の研究を、村落における「庶民」の「生活形態」、「生活組織」、とくに、「同族団」との関連において行なおうとする「分析視角」の意義は、けして、以上の評価によって尽きるわけではない。我々は、上記の有賀の「分析視角」の意義は、何よりも、その視角は、人々の「創造的」行為に媒介された村落社会の変動過程の分析視角であるという点に存していると

1) 有賀によれば、この「創造性」は、人々の行為の個人的、または、個性的側面を示すものであると同時に、それは人々の「生活力」に根ざしているがゆえにいつの時代にも存在しているものである。例えば、このことを「ドイツ建築家タウト氏が讃美した白川民家建築」（有賀1966・314—315頁）を例にとり、次のように述べる。この「民家建築に関しては、このような巨大建築が専門の大工の参加によらずに建設されたとは考えられないし、百姓でない大工の力によったことは、江馬夫人の報告においても現われている……。この種の技術者の芸術的才能にはむしろ個人的なものがある。民家のようにその具用的方面が重要視されるものは、建築として具現する場合に、いっさいの社会的関係や自然的条件が強烈に影響するので、そういう個人的技能は全体の総合の中に陰秘に示されることが多い。それだけに他の場合より農民の協力が浮び上がってくるかもしれない。たとえば白川村における屋根葺などはそうであろう。しかし、こういう意味の創造的精神はまだ原始的協同体にあるばかりでなく、人間生活のあらゆる時代に現われている。それは封建的収取の酷烈ななかにおいてさえも消滅しない。なぜならばそれは人間の生活力であるから」（有賀1966・315頁）と。

考える。それは、村落における人々の「生活」の存在形態は、時代時代の政治体制による強い規定を受けつつ、しかし一方では、同じ政治体制の下でも各村落によって異なっており、村落ごとに個性を有していることを強調し、その個性を形成しているということに、「庶民」の人々の創造性、主体性を見ようとする視角である。有賀は、それを次のように論じる。有賀によれば、「同時代における生活形態は常に単一の類型として存在するものではないから、封建的社會の政治体制に拘束されるかぎりは、いかなる類型でもそれらはすべて封建的意義をもって存在するし、資本主義的社會の政治体制に制約されるかぎりは、いかなる生活類型といえどもそれは資本主義社會の意義を持つ」(有賀1966・682—683頁)。しかし、「われわれは、村落によって生活組織が異なり、生活條件が異なっていたことは実に重要な意味があることを知らなければならない」(有賀1966・608—609頁)。なぜならば、「この生活組織は同時代の一定の政治機構のもとにあるにもかかわらず、生活組織の示す形態が同一でないのは、それを造るものが為政者のみではないからである」(有賀1966・609頁)。すなわち、ある村落において他の村落におけるのとは「異なる家族形態——生活組織を成立させたのは当面する自然的条件や社会的条件に適する生活を樹立しようとした農民自身の努力の所産であって、・・・それは何者かによって与えられたものであるはずもなく、農民自身の創造物であるであろう。それと異なる生活形態が生じたのは、ただ単に与えられたのではなく、それは創り出されたのである」(有賀1966・315頁)。

そして、有賀によれば、以上の農民自身の「創造性」は、彼のいう「政治体制の転換」にあたって最もよく示現する。というのも、有賀によれば、「政治体制の転換にあたって新しい生活形態は多かれ少なかれ前代の社会的制約を受けるが、新しい政治的理想的は生活形態の新しい発展を急激にもたらそうとするから、残存した古い生活形態でも社会組織の全体に対する関連の意義を次第に変化させるとともに、それらの生活形態そのものをも変化させる」(有賀1966・683頁)が、それらの変化過程は、「あらゆる組成要素の相互制約における創造過程であって、どんなに小さく見積ったとしても・・・(農民自身) もその要素たる価値を失うものではない」〔( ) 内は引用者、有賀1966・609頁〕からである。

以上の有賀の主張を我々の観点から敷衍するならば、以下のようにいえるであろう。すなわち、有賀によれば、「政治体制の転換」に当って、村落社会内においても、既存の生活組織がなくなり、新しい生活組織が生成してくるとしても、それは無媒介的に、すなわち、自動的、画一的に、古いという理由で自然に消滅するのでも、新しいという理由で自然に生成してくるのでもない。そうではなく、「村落生活に共通な一般的社会的意義を付与する」(有賀1966・32頁) 政治体制の転換というような新しい事態に対応して、人々が選択的に既存の社会関係をたち、新しい社会関係をつくる行為<sup>2)</sup>に媒介されてはじめて、消滅したり、残ったり、新しく生成したりするのである。と同時に有賀によれば、それら農民たちの、「創造行程」を媒介している行為自体も、無媒介的な、すなわち、無から恣意的に何ものかを生みだすというような行為ではありえず、逆に、「村落生活に共通な一般的社会的意義を付与する」(有賀1966・32頁) 政治体制の転換というような時代的流れや、

それ自体先行世代の「創造的」行為の所産にはかならない各村落における既存の生活形態、生活組織という「社会的条件」により、制約を受け、規制・媒介されている行為なのである。この農民たちの「創造行程」を媒介している行為自身、上述した「社会的条件」によって規制・媒介されている行為にはかならないということに関して、有賀は、大家族の解体という事態を説明するなかで次のようにといていた。すなわち、大家族における個々の家族員たちが「家長と親密であってもなくても、その感情はこの形態を通して示され得るのみであり、この形態は彼らの間の感情の厚薄にはほとんど左右されるのではなく、他の社会的条件によって力強く動かされる。・・・家長といかに親しい者であっても、今日のように他の地方の生活を知り、かつ自分の境涯に対する批判を高めることのできる生活においては、社会的条件さえ備われば分家独立を企画するであろうし、すでに今日このようにしてこれらの大家族は相次いで解体している。それはこの大家族を囲繞する社会的条件がまったく変ったからであり、もし親しさのゆえに大家族に残留する者があっても、それは個人の特殊な心境にすぎず、それをもって大家族の解体を支えるべき一般的の根拠とするには足りない。個人的感情をもってただちに社会的条件を変更することはできない。家族形態の形成に働く個人の力がないというのではないが、それは多くの社会的条件に規制される。すなわち個人が社会と相互媒介するかぎり社会的制約を免れず、個人の感情もその場合における生活形態を通してのみ表わされることを認めなければならない」（有賀 1966・317-318 頁）<sup>3)</sup>のである。このような立場にたつ有賀にとっては、村落とは、なによりも各々の村落における生活組織の個性をつくり出している農民たちの「創造的」行為を規制・媒介している文化「地盤」にはかならないものなのである。有賀自身のことばでいえば、「村落が諸々の社会関係の凝集、複合した独自の社会的統一体であるとすれば、それに属する諸個人に規範として作用したとしても、諸個人は村落の外部からの影響をうけたり、外部と

2) 有賀は、昭和22年4月の「社会関係の基礎構造と類型の意味」（有賀 1969 に所収）と題する同氏の論文において、「社会関係」と「行為」ということに関して次のように論じていた。有賀によれば、「文化として、動物と区別された人間においては、身体と思惟・情意との相互媒介、及び個人と集団との媒介という二重構造を持つ」（有賀 1969・102 頁）が、その「文化は創造にして、同時に形成であるという本質にはかならない」（有賀 1969・103 頁）。また、このことを別言すれば、「あらゆる人間的・文化的なるものはすべて社会関係であることが正しい。社会関係はそれが人間的・文化的であるが故に心的ならざるを得ない。従って意志目的もこれに含まれている。また人間的・文化的なるものはすべて行為であるが、社会学にとっては行為の形態が問題なのであるから、これを社会関係なる概念をもって示すのである」（傍点は引用者、有賀 1969・100 頁）と。

3) 有賀のこの引用文は、有賀が「社会形態学的概念をもって、ただちに人間の内面的感情と同一視するようなことは誤りである」（有賀 1966・318 頁）との主張を行なっている文脈におけるものであり、有賀のいう「特殊科学としての社会学」の立場をよく示しているといえる。その文脈とは、有賀によれば以下の如くである。すなわち、有賀が、「名子の賦役—小作料の原義」の論文において、白川村の大家族をとりあげ、白川村の大家族は、「傍系家族員は、分居もしくは独立の形態を取り得ないから、形態的にはもっとも従属性的な家族形態を持」（有賀 1966・316 頁）ち、かつ「形態的にはもっとも大きな賦役を出していることになる」（有賀 1966・316 頁）との指摘を行ない、「その後、相川春喜氏はこれに家内賦役制と命名した」（有賀 1966・316 頁）。有賀によれば、それは形態的にはほぼ適合しているが、「ただ相川氏の場合は、家内賦役

結びつくことによって、村落を地盤とする新しい社会関係を創ることによって既成の規範と対決し、それをゆり動かしつつ、新しい規範を形成することによって、社会関係の変化を確実なものにして行く。社会関係を創り出すものは直接に個人の意志であっても、これはまた社会規範の変化に寄与することを見なければならない。伝統が、創造を規制するというのは、創造を阻止する意味ではなくて、<sup>4)</sup> それの地盤となることを意味する」（有賀 1971・161 頁）のである。

以上検討してきた有賀の社会変動の分析視角は、理論的には、「創造」と「形成」の理論として示される。有賀は、それを次のように論じる。少々長くなるが全文引用しておくことにしたい。

「社会学的概念としての社会関係を私は個人と集団との相互媒介の形態と定義する。社会関係における生成の側面では、個人が創造的・歴史的に顕出し、完結の側面では創造ではなく形成であり、集団的ないし社会的意味が顕出する。それゆえ、社会関係は歴史性と社会性との相互媒介であると言い換えることができる。そこで個人の構造は常に個人的・社会的であるから、個人間の相互作用をみれば、集団は個人に外在する同時に内在する。このような緊密な関係においてこそ、初めて個人に対する集団の強制が存するわけである。このような構造によって、社会関係をとらえることが真に現実的・具体的であるということができる。社会関係は一つの民族社会のうちには多数に存在し、社会関係の構造的意味を等しくするので、それらはすべて相互規定する。それゆえ、一つの社会関係の存在はその内部において規定されると同時に、外部からも規定される。外部とは、それが密接に連関する他の多くの社会関係にはかならない」（傍点は引用者、有賀 1966・247 - 248 頁）と。

そして、有賀によれば、「すべての社会関係の間に生ずる相互規定の現象は雑然と無制限に生ずるもの」（有賀 1969・101 頁）ではなく、「もちろんそれは非常に複雑に生ずるとはいえ、何らかの秩序が存在している」（有賀 1969・101 頁）のである。この有賀のいう社会関係の間に生ずる相互規定の現象を秩序づけているものとして、有賀によって最も重視されたものが「民族文化圏」内における社会結合の民族的特質にほかならなかったのである。そして、時系列的に社会関係の間に生ずる相互規定の現象を秩序づけているものが、村落生活に一般的社会的意義を付与している各時代における政治体制の特質であり、また、同じ「民族文化圏」、同じ政治体制の下において種々の個性ある生活形態、生活組織を生みだしているものが村落ごとの文化「地盤」の特質だったのである。以上検討してきた、「民族文化圏」内における社会結合の民族的特質や各時代における政治体制の特質によって規制・媒介され、秩序づけられる側面を持ちながら、同じ「民族文化圏」と政治体制の下においてさえ、村落社会における生活形態が村落ごとに個性的存在形態をとっていると

---

制の歴史的取扱が私とははるかに異なっており、なおこれを農奴制収取の酷烈な関係として名子制度以上となしていることは実際の関係と適合せず、形態的な概念と現実の彼らの生活感情とを混同したところに誤りがある」（傍点引用者、有賀 1966・316 頁）との批判を『農村社会の研究』において行なったのに対し、児玉幸多によって、この有賀の見解は「血族感情尊重論」であるとの批判を受けたという。この児玉の批判に対し、有賀は、再度、『日本家族制度と小作制度』において、「白川の大家族について私が血族の感情を云々したのは、私は特にそれを尊重したのでなく、今まで無視されてきたのを改めて是認したまでである」（有賀 1966・317 頁）とのべ、本文に引用した一文他を書き加え、有賀自身は、児玉のいう「血族感情尊重論」ではないことを示そうとしたのである。

しかし、「農村社会の研究」における有賀の論調は、「同族團」概念の未確立ということともあいまって、児玉の批判とは別の意味において「血族尊重論」であったことは、本稿の第二章において検討した通りであ

いうことのなかに、そこで生活している農民たちの創造性をみようとした有賀の視角は、何よりもこの個性的なものへの着目にこそ事例研究の意義があることを我々に教えてくれる。それが有賀においては、同時に、社会変動の分析視角として有効でありえたのは、—— それは有賀の研究対象が戦前の小作慣行であったことによって可能であったという側面があるのではあるが—— この個性的なものへの着目という視角が、同じく有賀の、ある一つの形態から他の一つの形態が発展的契機において発生する社会的条件を明らかにし、それを歴史的発展の系列に配列するという小作慣行の本質把握の方法および「近世における家族制度を通して生活諸形態の発生的契機を理解する」（有賀 1966・315頁）こととの関連で小作慣行の研究を行なうという研究方法と結びついていたからである。そして、ここに、有賀のマルクス主義経済学および史学による小作慣行研究に対する主要な批判点が存していたのであり、それがどのような批判であったのかを次に見てみたい。

この点での有賀の当時のマルクス主義経済学および史学における小作慣行研究に対する批判は、結局、近世史においてさえもはや一般的な形態ではない特殊小作形態にしかすぎなかった、従属的小作慣行である名子制度研究の、近代以降の小作慣行を研究するうえにおける位置づけの問題に集約される。すなわち、それは、当時一般的であった耕地の賃貸借関係としての小作形態ともはや残存的、特殊的であるにすぎなかった名子小作との関連如何という問題であり、さらに、当時もはや残存的、特殊的であるにすぎなかったにもかかわらず、その従属的小作形態である名子制度を近代以降の小作慣行の研究の中心に据えて究明する意義は何かという問題でもあった。<sup>6)</sup>このことを、有賀は、『日本家族制度と小作制度』の冒頭、「小作制度の研究方法」の節で次のように述べていたので

---

る。また、そればかりではなく、上述してきた文脈においても、『農村社会の研究』においては、有賀の相川の見解に対する批判は、「社会形学単的概念」と人間の内面的感情の同一視の誤りという批判としては受けとめ難い、「血族感情尊重論」との誤解を招きかねない記述になっている。例えば、上記の有賀の相川の見解に対する傍点を付して引用した批判の文章は、『農村社会の研究』においては次のように記述されていたのである。「唯相川氏の場合は、家内賦役制の歴史的取扱が私とは遙かに異なっており、猶又之を農奴制収取の酷烈な関係として名子制度以上となしていることは実際の関係と適合せず、形態的な概念と現実の彼等の血族的感情とを混同した所に誤りがある」（有賀 1981・208頁）ると。

- 4) 以上のことを見方をかえていうならば、過去と現在の関係の問題であるともいえる。有賀は、これを歴史研究における「記録の解釈」の問題をとりあげるなかで次のように論じている。すなわち、歴史研究において、「すべて記録の解釈が単なる客觀性に立つものでないことを知らねばならない。即ち解釈である限り、それはすでに主觀的・客觀的なものであり、記録の評価また同じである。このことは言い換えれば過去を解釈することは現在を通して初めて可能であり、いかようにみるとしても、現在の合理的見解が何らか過去に働きかけることにはかならない。この場合このような合理的見解の無制限なる運用が許されるわけではない。それを適正にして行くものが記録における客觀的側面であるが、それらは別々に働くのではなく、相即的に連関して一つの解釈が生れるのである。われわれは伝承というとき、文化を過去から受け継ぐ面のみ据える傾きがあるが、例えば古典が復興するというのは、それは現在を通して生きることであり、単に現在が過去に規定されることではない。すなわち過去が現在を規定するとともに、現在が過去を規定するという相即的な作用がわれわれの生活であり、歴史であるのだ。それゆえ伝統とはこの両側面の統一した形として捉えねばならない」（有賀 1966・25頁）と。
- 5) これは有賀によって次のように説明されている。「すなわち多くの社会関係はある種の群に纏められる傾

ある。少々長くなるが、以下に全文引用しておくことにしたい。

「小作慣行の本質に関する究明は非常に難問題であって、昭和4、5年以後の数年間は特にこの問題は喧しく論ぜられ、半封建的、前資本主義的等々の形態において規定しようとする諸説の論争を巻起したことは周知のことであるが、それらの論争が終結して一つに帰着したとはいえないものであるから、いかにそれが難問題であるかがわかるといえよう。私も同じ問題について『名子の賦役—小作料の原義』と題して昭和8年10月の『社会経済史学』上に発表したのであるが、この論争の圈外に存在していた。……（それは）一方においては名子のごとき、今日においては一般的でない小作形態を論ずることが、一般的な小作形態に対して、いかなる意味を持つかが疑問とされ、それは要するに重要な価値を持たぬものとして片づけられたことであり、他方においては一般的な小作形態を、名子制度との歴史的連関を無視して、この特殊形態と同様に意義づけようとする試みが私の方法論を全然無視したことである。しかし私は……かかる（近代に）支配的な形態のみを根拠として小作慣行の本質を論することは方法論的に正しくないと考えるのみならず、特殊小作形態の意味を一般化することもはなはだしいまちがいであると考えるものである」〔（ ）内は引用者、有賀 1966・19-20 頁〕。

以上の引用文にもあるように、有賀は、マルクス主義経済学及び史学による小作慣行研究に対し、當時でさえ残存していた従属的小作形態である名子制度との関連を無視して、近代に「支配的な形態のみを根拠として小作慣行の本質を論ずる」労農派と「特殊小作形態の意味を一般化する」講座派の両者とともに批判するのである。有賀は、このように、小作慣行の研究において小作慣行の、「不易なる本質」を究明しようとする小作慣行の本質把握の方法を徹底的に批判していた。では、有賀の小作慣行の本質把握の方法とはどのようなものだったのであろうか。次に、それを検討してみることにしよう。

有賀は、小作慣行の本質とは何かと問うて、小作慣行における種々の諸形態は相互に社会的歴史的連関を持つことがその本質にはかならないという。すなわち、有賀によれば、同時代の下においてさえ多様な形態において存在しているそれら小作慣行の諸形態のいずれか一つの形態に、小作慣行の本質、または典型を求めるることは不可能でもあり、何らの普遍性ある説明にもなりえないものである。むしろ、ある一つの形態から他のひとつの形態が発展的契機において発生する社会的条件を明らかにすること、それを歴史的発展の系列に配列することが小作慣行の本質究明にとって最も重要なことだ。それを有賀自身のことばによって表現するとするならば次のようになるであろう。すなわち、「封建的な社会機構における従属小作をみるだけでも、それにはさまざまな諸形態が含まれていたのであるから、他の一般的な普通小作の形態にまで及ぼして考へるなら実におびただしく多様な小作諸形態があったわけである。それらのいずれか一つに封建的な典型を求ることは不可能

---

向を持つ。その群団の基準を成すものとして、私は民族文化圏を考えたい。これは厳密には固定しない。絶えず動きつつあるが、だいたいにおいて民族は相似た傾向の文化現象の一群の基礎となることも認めなければならない」（有賀 1969・101 頁）と。

6) 有賀は、このことに関して、『日本家族制度と小作制度』執筆の課題が次のことにあったとのべている。すなわち、「本書（『日本家族制度と小作制度』）は、明治以降の小作形態とその前代における小作形態との社会的歴史的関連を理解するために書かれたもので……ある。その関連が理解されなければ、明治時代における小作形態の一般的変化とそれに遅れて存在する特殊な小作形態との社会的歴史的関連を理解することはできない」（（ ）内は引用者、有賀 1966・256 頁）と。

である。そのようにして典型を設定しても、それは何らの普遍性ある説明にはなりえない。それよりわれわれにとって重要なことは、それらの諸形態に共通する一般的な社会的意義と個々の諸形態を生じさせるに至った歴史的社会的諸条件との探求であり、その間における発展的系列を知ることである。こうしてこそ人間社会の発展を促進させる原動力がどこに潜むかわれわれは理解できるようになるであろう」（有賀 1966・608頁）と。

ここで、これまで検討してきたことを再度要約すれば、有賀の「名子の賦役——小作料の原義」からはじまって『日本家族制度と小作制度』において一応の完結をみる小作慣行研究の課題は、戦前の日本における小作慣行の本質を把握すること、換言すれば、同時代においてさえ地域によって異なって存在している種々様々の小作慣行の諸形態を、ある一つの形態から他の一つの形態が発展的契機において発生する社会的条件を明らかにし、それらを歴史的発展の系列に配列することによって、小作慣行の起源を明らかにすると同時に、小作慣行の時代的形態および同時代において地域によって異なって存在している種々様々の小作慣行の諸形態が、外面向には異なる諸形態をとり相互に関連性がないかのように見えるにもかかわらず、内面的には連関していることを示すことであったといえよう。とするならば、こうした内容をもつ有賀の小作慣行研究は、よくいわれるよう有賀が柳田民俗学から継承した、「民俗学に固有な『遡源的』あるいは『原型遡及的』な発想」（長谷川 1981・3頁）によって、地主・小作関係の原型をとらえることにその課題があったという理解によっては尽せないものであることがわかる。というのも、上記の有賀の小作慣行研究の課題にてらしてみると、有賀が小作慣行の研究をするにあたっては、単なる「『遡源的』あるいは『原型遡及的』な発想」によっては解決することができない、「それら（種々様々の小作慣行の諸形態）がいかなる歴史過程に配列されるか・・・。しかばその基準はいかに定めることができるか」〔（ ）内は引用者、有賀 1966・21頁〕という歴史研究の方法を確立する要請がでてくるし、さらに重要なことは、確立された歴史研究の方法によって究明された、異なって存在している種々様々の小作慣行諸形態間の社会的歴史的相互関連をどのような形で論述するかという叙述の方法を確立する要請がでてくるからである。これらのうち、有賀の小作慣行研究における歴史研究の方法の本稿で触れたより以上の検討は、有賀の「同族団」理論および彼の小作慣行研究における「石神村調査」とその成果である『南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』の意義の再検討と

---

同時に有賀は、「明治以降の小作形態とその前代における小作形態との社会的歴史的関連を理解する」に、「遅れて存在する特殊な小作形態」に着目するのは、それが歴史的関連を究明する上で方法的意義をになっているからであり、そのことを越えて一般化してはならないことを次のように述べていた。すなわち、「われわれは従属小作が一般小作制度への発展における残存現象であるという事実を正当に取り扱わねばならないのであって、その残存の現象を辿ることは生活事象の静的取扱ともいいうべきものであり、一般的変化の上に残された生活事象によってその先行した生活形態を捉えようとする研究方法であるにすぎない。それは生活形態の歴史的展開を理解するための基本的方法であるが、その方法に没入して、現在の社会的意義を不当に一般化するとしたら、それは生活形態の歴史的発展を固定化することになり、歴史の理解についてわれわれの眼識を疊らせるものに外ならない」（有賀 1966・610頁）と。

の関連で行なう必要もあるので稿を改めて行なわれなければならないが<sup>7)</sup>、後者の叙述の方法の検討は、本稿の第二章においてすでに行なわれている。ここに、再度、その第二章から有賀の叙述方法の特徴を要約した部分を以下に引用しておくことにしたい。

有賀の、種々様々異なって存在している小作慣行の諸形態を体系的に叙述する方法の特徴は、それら異なって存在する「小作慣行の諸形態の社会的歴史的関連を、一般、特殊、個別の関係によって、換言すれば、民族性、時代性、そして地域性のそれぞれの論理に照して、相互に異なった形態をとりながら同時に内的に連関しているものと説明すること・・・(に)ある。その際、小作慣行の諸形態を相互に内面的に関連づける論理が(社会結合の)民族的特質の論理であり、共通の社会結合の性格の地盤の上で外面向いて種々の異なった諸形態をとらしめるものが時代性・・・(すなわち各時代の政治体制)の論理である。そして、同じ時代の一般的社会的意義の下で異なった小作慣行の諸形態が存在する根拠を示すのが『場所』の論理であった」〔( )内は引用者、拙稿1985・72頁〕。

有賀の小作慣行研究の方法の特質が、本節の全体を通して検討してきたところにあるとするならば、『日本家族制度と小作制度』をとりあげ有賀の小作慣行研究の検討を行なう場合、まず第一に留意しなければならないことは、「上下の結合を根幹として、それをオヤ・コ(オヤカタ・コカタ)の同族的身分関係に表現」(有賀1966・707頁)しようとする日本における社会結合の民族的特質の、その時代時代の政治体制下における特殊時代的表現形態を、有賀はどのように把握していたのかという点であろう。この点を検討することが、有賀の小作慣行研究を検討する本章の第一の課題になる。

7) 長谷川善計は、氏の論文、「同族団の初源的形態と二つの家系譜」一上・下一の中で有賀が岩手県二戸郡荒沢村石神でおこなった事例研究、『南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』をとりあげ、有賀の「同族団」および名子制度に関する理解の批判的検討を行ない、新たな「同族団」理論を再構成しようとする意欲的仕事にとりくんんでいる。そして、その仕事における長谷川の有賀批判は、単に有賀の「同族団」理論に対する批判にとどまらず、有賀の小作慣行研究における研究方法に対する批判にまで及んでいる。結論からいえば、長谷川の有賀の「同族団」理論に対する理解と私のそれとは異なっているということである。とくに、私には、有賀は、長谷川のいう「同族団」を研究の対象としてはいない、別言すれば、有賀は、長谷川のいう「同族団」によって示される家連合すべてを有賀のいう「同族団」には、おそらく含めることはしないであろうと思われる所以である。それゆえ、有賀の小作慣行研究における(歴史)研究の方法の検討は、有賀の「同族団」理論および小作慣行研究における石神村での事例研究の意義の再検討との関連で行なわれる必要があると思われる。その課題は、本稿の課題とは少しずれるので別稿を期すことにして、ここでは、上記論文における長谷川の有賀の「同族団」理論の理解と有賀の「同族団」理論に対する批判がどのようなものであったかを知るために、長谷川の論点を要約しておくことにしたい。

長谷川によれば、「有賀氏の多くの事例研究や理論的著作のなかで、ひとときは注目されるのは、有賀氏が昭和10年から11年にかけて岩手県二戸郡荒沢村(現安代町)石神でおこなった事例研究である『南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』……であろう。それは戦前・戦後をつうじて日本の社会学における夥しい数にのぼる実証研究のなかでもっとも傑出したものあると同時に、有賀氏のすべての業績と理論の拡がりのなかでも、中枢的な位置をしめている事例研究である」(長谷川1981・2頁)。なぜならば、それは、第一に、名子制度や名子小作の実証研究ということに限っても、それに関する先行研究に比べ飛躍的発展が

見られるからである。すなわち、名子制度や名子小作に関して、「有賀氏の『石神村調査』以前にもいくつかの実証調査がおこなわれているが、それらはいずれも、各項目を分離的・孤立的にあつかったものでしかない。そこでは、名子制度や名子小作が、全体的な家・同族団・村落構造のなかでもつ意味連関や機能が問われてもいいし、明らかにされてもいい」(長谷川 1981・10 頁) かった。これに対し、有賀の「石神村調査」は、「家一小作制度一同族団一村落構造という一連の関連を、事例研究のなかで見事に描きだし」(長谷川 1981・9 頁) ており、それは後の社会学における実証研究の方法に大きな影響を与えた有賀の、「家一小作制度一同族団一村落構造という相互連関的な分析視角と理論」(長谷川 1981・10 頁) がよく示されている事例研究であった。同時に、「石神村調査」は、「有賀氏のそれ以前の小作制度への関心、なかなかずく、その原理としての名子小作への関心を結実させた業績であると同時に、それ以降において、有賀氏が、日本民族の社会的特質を家や同族団にもとめる見解や、家・同族団の理論構成にとっての基盤になったもの」(長谷川 1981・9-10 頁) という意味においても、「石神村調査」は、有賀のすべての業績と理論の拡がりのなかで中枢的な位置をしめているのである。

それゆえ、長谷川によれば、有賀の家と「同族団」の理論の特徴は、それらが「家や同族団という特定の集団の理論ではなく、それは同時に小作制度の理論であり、村落構造の理論でもある」(長谷川 1981・9 頁) というところにある。しかし、有賀の家と「同族団」の理論の特徴は、なんといっても、それらが、「小作制度の観点から、それとの結びつきにおいて構成されている点にある。あえて極言すれば、有賀氏の家や同族団の理論の特徴と功績は、家や同族団の内部構造についての理論というよりは、小作制度や親方・子方関係という観点からみられた家と同族団の理論であるということにある」(長谷川 1981・12 頁)。

そうであるが故に、同じく長谷川によれば、有賀の「同族団」理論の欠点もまた、それが小作制度の観点から、それとの結びつきにおいて構成されている点に存している。すなわち、「そのことは、裏返していえば、家や同族団の『内部構造』にとって重要な側面が、有賀氏の理論では軽視されており、そのために、同族関係と小作関係との関連についても曖昧な点を残しているということでもある」(長谷川 1981・12 頁) のである。以上の視角からする長谷川の有賀の「同族団」理論に対する批判は多岐にわたり、ここでそのひとつひとつに触ることはとてもできないが、とどのつまりは次の批判がその要になっているように私には思われる。それは、「有賀氏は、同族団の構成原理が、家系譜にあるとしながらも、親族分家(石神村の『別家』)と非親族分家(『分家名子』)という異なった二種類の家系譜が、それぞれに、どのような構成原理によって結合しているかということを分析してみることなしに、それらを一括して本家・分家関係という範疇でとらえて、その家系譜を、ひとしく生活協同上での主従関係という性格規定によって理論化した」(長谷川 1983・49 頁) という批判である。というのも、「均分相続において屋敷地も田畠も男子が厳格に等分している史料は多くあるが、こうした分家の場合は、有賀・喜多野両氏がいうような主従関係や上下関係が存在しない。本家・分家という関係も存在しない」(長谷川 1981・32 頁) からである。

有賀の「同族団」理論に上記のような難点があるとするならば、それは、研究方法上のどのような不十分性を反映したものだったのであろうか。長谷川は、このことと関連して、有賀の研究方法には、検討されなければならない次のような問題があるという。すなわち、『日本家族制度と小作制度』における「氏族制度から名子小作に至る歴史分析……から、同族団や同族系譜が、日本民族の社会的特質であるという有賀氏の問題提起に関して、今後社会学として検討していくかなければならないいくつかの問題がある。ひとつは、歴史的発展的一般性と民族的個性との関連をどうとらえるかということであり、いまひとつは、その分析方法の問題として、通文化的な概念の適用についてである」(長谷川 1981・7 頁) と。これを、さらに敷衍するならば、前者の問題に関しては、「有賀氏の関心は、つねに、歴史的変化にもかかわらず、その変化を超えて持続している型——それは、あえていうなら『構造的パターン』とよびうるもの——にそがれていたのである。有賀氏が、民族的特質とか個性というものは、こうした『構造的パターン』であり、『遡源的』方法とは、歴史的変化のなかで変形している現存の事象の原型を、過去のなかに洗い出そうとするものであるといえ」(長谷川 1981・16 頁) るが、それは、ややもすると、「近世中期以降になると、『同族関係』や『同族系譜』は、分割相続によって結ばれた親族分家のほうに一元化してくる傾向を(示し)……小作関係と同族関係とは、特定の場合を除けば、はっきりと二つの関係に分化してくる」〔( ) 内は引用者、長谷川 1981・16 頁〕というような歴史的変化の過程を看過するか、又は、あまり重視しないという危険をはらんでいることが指摘される。また、この問題に関しては、「『遡源』や『原型遡及』が、それぞれにどのような手続きによっておこなわれてきたかという方法論的な問題の検討も重要である」(長谷川 1981・7 頁) という。分

析方法の問題として、有賀が通文化的概念の適用を批判しているということに関しては、長谷川によって次のような問題点が指摘されている。それは、「有賀氏が、『通文化的概念』とよんでいるものの意味はかならずしも明瞭ではないが、普遍的な分析概念ではな（く）……ウェーバの理念型のような経験的事象の個性にかかる概念であるように思われる」（長谷川 1981・7 頁）しながら、「問題は、有賀氏が、こうした『理念型』概念のもつ仮構性と、それがゆえにもつ用具性に十分な考慮を払っていないと思われる点にある。また、こうした通文化的な理念型概念を媒介にしないでとらえられた民族的個性なるものが、はたしてどの程度まで正確に『個性』とよびうるものであるかという疑問が残る」（長谷川 1981・8 頁）というものである。なぜならば、「『個性』把握とは、『比較的方法』（comparative method）を前提としたものであり、一定の通文化的な概念によるアプローチによって有効におこなわれるからである」（長谷川 1981・8 頁）。

私は、以上検討してきた長谷川の論考から、多くのことを学ばせていただいた。とくに、名子制度の解明における「屋敷地」概念の重要性の指摘、および、長谷川のいう「同族団」における家系譜の構成原理の究明を、「『家産』—『所有』—『相続』—『父系血族関係』の……連の関連性からの分析視角」（長谷川、1981・26 頁）によって行なう必要のあるとの主張から多くのことを学ぶことができた。そして、もし有賀の「同族団」理論が、たとえそれが小作制度の観点からといえども、その究明の課題を長谷川のいう「同族団」—そしてそれは喜多野が「同族団」というときの研究対象でもあったのだが—解明ということにおきその成果を理論化したものであるとするならば、長谷川の有賀の「同族団」理論に対する批判は争う余地がないほど適切な批判であると思われる。しかし、有賀は長谷川のいう「同族団」の解明を課題とはしていなかったという意味で、長谷川の有賀の「同族団」理論に対する理解には誤解があると思われる。また、有賀が彼の小作慣行研究において、近世においてさえもはや一般的ではなくなった特殊小作慣行である名子制度を近代における小作慣行研究の中心に据えて研究した、小作慣行研究における方法的意義に関する評価ということに限定しているならば、長谷川の有賀の「研究方法」に対する理解には過少評価があるように思われる。

ここは、すでに述べたように、上記の問題を全面的に論じる場ではないが、その基本点についてだけ指摘しておくとするならば、以下の如くである。すなわち、有賀の「同族団」概念には発展がみられる—その一端は本稿の第二章で検討を行なっている—こと、そして、日本における社会結合の民族的特質の理論の採用により小作慣行研究としては一応の完成をみた『日本家族制度と小作制度』における「同族団」理論においては、長谷川の有賀の「同族団」理論に対する批判とは異なり、財産分与を受け自己の家（「屋敷地」）をもち独立している親族分家と「自己の独立した家（屋敷地）をもたず、それゆえに、抱主である地主の家に従属性に包摂されている身分」（長谷川 1983・48 頁）である非親族分家と、「それらを一括して本家・分家関係という範疇でとらえて、その家系譜をひとしく生活協同上の主従関係という性格規定によって理論化」（長谷川 1983・49 頁）はしていないということである。なぜならば、有賀のいう「同族」という用語は、「組」的結合および「同族」的結合という社会結合の性格の二類型のうちのひとつの社会結合の性格を示す用語であり、それは、「生活上一つの家に他の家が依存する関係すなわち上下関係に結合」（有賀 1969・176 頁）する社会結合の存在形態を示すものとして使用されているからである。それゆえ、有賀は、通常「同族団」という用語によって我々が念頭にうかべるすべての家連合を「同族団」という範疇でとらえているのではなく、有賀が「同族団」という範疇によってとらえているのは、「上下関係に結合する場合に、本来の系譜関係に結ばれる生活集団」（有賀 1969・176 頁）である家連合に限定されているのである。すなわち、「本家は存在し、家の系譜関係を持っていても、本家は経営が小さく、分家とまったく変らぬので、そこに階級的上位もなく、生活的優位もなく、本家への分家の依存もない場合」（有賀 1969・183 頁）の、近世以降一般化する「小農」の間に見られる家連合を有賀はけして「同族団」という範疇によってはとらえていなかつたのである。有賀によれば、それら「小農」間の通常「同族団」と呼ばれている家連合は、「近世以来これは非常に増加して、現在同族と称せられるものは多くこれを指すが、これは実質的には組である。親族組（または血縁組）という方が当っている」（有賀 1969・183 頁）ものなのである。

ここで問題になるのは、次のことでであろう。すなわち、有賀が「同族」的結合を規定して「上下関係に結合」する社会結合という場合の「上下関係」とは、すでに引用したように「同族」的家連合である「同族団」を有賀は、「上下関係に結合する場合に、本来の系譜関係に結ばれる生活集団」と規定していることからもわかるように、単なる上司と部下の関係、先輩と後輩の関係、師と弟子の関係等々における上下の関係ではない、換言すれば、通常のいわゆる上下関係一般が「同族」的結合という範疇によってとらえられるわけでは

本章の第二の課題は、これまで検討してきた研究方法を駆使することによって得られた有賀独特の小作慣行研究の成果である『日本家族制度と小作制度』において、有賀は、小作慣行に関する先行研究における以下の個々の論点に対していかなる批判を行なっていたかを明示化することである。そして、この作業を通して、現代の農村社会研究において有賀社会学がいかなる意義を有しているかを剔出することを試みたいと思う。

その個々の論点の第一は、小作慣行の起源に関するものである。すなわち、ひとつは、近代以降一般的な小作形態は、耕地の賃貸借関係としての小作形態であることから、小作慣行の起源を、「大化年間に制定された」（有賀 1966・655）賃租に求めようという説に対するものである。このこととかかわって小作料の起源を地代とみなす見解に対する批判が行なわれる。ふたつめは、同じことばでも、生活形態の歴史的変化に伴なって、そのさし示す内容が変化するということを無視して、「小作」ということばの起源を求める方法によって、小作慣行の起源を中世における「作職」、「下作職」に求めようとする説に対するものである。有賀の批判する第二の論点は、近代の小作慣行がそれに先行する特殊小作慣行と連関すると同時に形態変化をとげ新しい社会的意義を有するようになったことを無視して、小作慣行一般を封建性という範疇によってとらえようとする説に対するものである。すなわち、特殊小作慣行である名子制度における主従的関係という従属的身分関係に小作慣行の本質（すなわち、封建的性格）の典型を見てとる説および同じく、特殊小作慣行である名子制度における賦役形態に、そして、小作慣行一般において小作料が高率であることのなかに、小作慣行の封建的性格という本質をみてとる説がそれである。この第二の論点とかかわって、そして、それは有賀によってあまり明示的に指摘されているのではないが、第三の論点として次の論点がある。すなわち、「公」と「私」とを概念的に峻別することによって、有賀は、近世において、公租としての地代および賦役と小作慣行における「小作料」および賦役とは混同されなければならないことを主張する。ことばをかえていえば、ここに、子方百姓の全生活の実現形態とその歴史的変化を見ることなしに名子制度における従属的身分関係イコール階級的榨取関係とする見方に対する有賀の批判が存しているのであり、同時に、近世から近代の移行の中に、小作慣行における地主・小作関係の身分階層的関係から階級的関係への歴史的変化を見ようとする有賀独特の「階級・階層」論が潜在していたのである。

---

ない。とするならば、有賀が「同族」的結合を規定して「上下関係の結合」という場合、「上下関係」と呼びうる規準、または、それはどのような結合かということに関して有賀はどのようにとらえていたのだろうかということが問題となろう。同じく、有賀の「同族」的結合の規定であり、「上下関係の結合」という規定とすなわちという接続詞によって結ばれている「生活上一つの家に他の家が依存する関係」という規定における「依存する関係」とは、何を基準にしてそのように言えるのか、または、それはどのような関係かということに関して有賀はどのように考えていたのだろうかということも問題となろう。それは、有賀の小作慣行の研究の検討と関係するかぎりでの検討に限られるが、これらの問題を検討することも本稿の課題のひとつである。

では、以上の論点に対する有賀の批判ないし見解は、上述してきた有賀のいう戦前我が国における小作慣行の「本質規定」のどのような文脈の中で展開されていたのであろうか。これを次節以下で見てみることにしよう。<sup>8)</sup>

#### ( 参考文献 )

- 有賀喜左エ門 『著作集Ⅰ・Ⅱ』、未来社、1966  
『著作集Ⅲ』、未来社、1969  
『著作集Ⅹ』、未来社、1971  
『農村社会の研究』、農文協、1981
- 長谷川 善計 「同族団の初源的形態と二つの家系譜（上）——有賀喜左エ門の同族団理論の再検討——」（『神戸大学文学部紀要 第九号』、1981、所収）  
「同族団の初源的形態と二つの家系譜（下）——有賀喜左エ門の同族団理論の再検討——」（『神戸大学文学部紀要 第十号』、1983、所収）
- 拙 稿 「農村社会研究における有賀社会学の現代的意義——『小作慣行研究』の内在的検討を通して——」（『東北大学教育学部研究年報 第33集』、1985、所収）

---

8) この作業を進めるにあたってあらかじめ次のことについて断わっておかなければならない。それは、有賀の『日本家族制度と小作制度』における小作慣行研究においてとりあげられた歴史的な諸事実や先行研究に対する有賀の評価（批判も含む）は、果してそれは正しいかどうかについて、私はその能力を欠いていることが大きな理由ではあるが、本稿は、小作慣行の研究のためのものではないこともあって、その判断をさしひかえたいということである。本稿は、有賀の小作慣行研究における分析視角や研究方法を別出することを第一の目的としているが、それを達成するには、有賀の小作慣行の本質規定の論脈を忠実に追っていくという基礎的作業がまず第一に必要であるように私には思われる。